

弁護士に訴訟事件を依頼する契約書

依頼者を甲とし、受任弁護士法人 弁護士法人ワンピース法律事務所 を乙とし次の通り契約する。

- 1 甲は乙に対し、別紙委任状記載の事件処理を委任し、乙はこれを受任する。なお、弁護士の人選は乙が決める。
- 2 甲が乙の責によらない事由で解任し、または無断で事件を取下、放棄、和解等をなし事件を終了させ、もしくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、委任の目的を達したものとみなし、乙はその業務の進捗状況に応じた割合（内容証明発送後みなし成功報酬10%、訴訟又は準備書面作成後30%、勝訴判決後60%、和解直前90%）の成功報酬を請求することができる。
- 3 甲が乙に支払うべき金員を支払わないときには、乙は甲より預かり保管中の金員（保証金、保釈金、相手方より収受した金員等）と相殺し、もしくは事件に関する書類その他の物件を留置することができる。
- 4 着手金は内容証明郵便発送後、弁護士会照会申請後、申立書作成開始後等のケースにおいてはいかなる理由においても返還しない。

記

着 手 金 7万7000円

成 功 報 酬 慰謝料請求 獲得金額の33%
 財産分与 獲得金額の22%
 養育費・婚姻費用 獲得金額の16.5%
 金銭評価不能条件達成 16万5000円

実 費 下記諸費用
 印紙代、予納郵券(相手方人数×8800円)、裁判関係費用(申立人相手方人数×8800円)
 交通費（駅から目的地までの交通費はタクシー代を原則とする）、宿泊費（8800円）
 内容証明費用 1通 6600円
 証明書等 1通 3300円
 弁護士会照会 1通 3万3000円 等

日 当 (遠隔地へ行く場合)
 往復2時間を超え4時間まで 3万3000円
 往復4時間を越える場合 5万5000円

令和 年 月 日

(甲)

住所 _____

氏名 _____ 印

(乙)

住所 東京都豊島区池袋2丁目71番3号ベルスパツィオ池袋3階

氏名 弁護士法人ワンピース法律事務所(法人受任)